

投票用紙等請求書
(郵便等による在外投票)

公職選挙法第49条の2第1項第2号（最高裁判所裁判官国民審査法においてその例によることとされる場合を含む。）の規定により、

今回の
衆議院議員総選挙・国民審査
参議院議員通常選挙
衆議院議員補欠・再選挙
参議院議員補欠・再選挙
における
(小)選挙区選出議員選挙
比例代表選出議員選挙
最高裁判所裁判官国民審査
において、

在外投票を行いたいので、公職選挙法施行令第65条の11第1項（最高裁判所裁判官国民審査法施行令においてその例によることとされる場合を含む。）の規定により投票用紙及び投票用封筒の交付を請求します。

年 月 日

氏名	
署名	
在外選挙人証の交付番号	

市区町村 選挙管理委員会委員長 殿

注意

- 1 〔 〕 内から、投票用紙等を請求する選挙又は審査の種類を選んで○印で囲んでください。

例) 衆議院議員総選挙・国民審査において、小選挙区、比例代表、国民審査それぞれの投票用紙等を請求する場合

衆議院議員総選挙・国民審査
参議院議員通常選挙
衆議院議員補欠・再選挙
参議院議員補欠・再選挙

における

(小)選挙区選出議員選挙
比例代表選出議員選挙
最高裁判所裁判官国民審査

において、

- 2 「年 月 日」には、投票用紙等を請求する日を書いてください。
- 3 「氏名」欄には、在外選挙人証に記載されている氏名を正確に書いてください。
- 4 「署名」欄は、必ず自分で書いてください（在外選挙人名簿登録申請時の署名を書いてください。）。
5 在外選挙人証を必ず同封してください。
- 6 投票用紙等は、在外選挙人証の「住所以外の送付先」欄に記載がある場合は、当該「住所以外の送付先」に送付され、在外選挙人証の「住所以外の送付先」欄に記載がない場合は、在外選挙人証に記載されている住所に送付されます。
- 7 在外選挙人証に記載されている住所又は住所以外の送付先が住所又は在留届の緊急連絡先と異なる場合は、あらかじめ住所を管轄する在外公館まで変更の届出を行ってください。
- 8 投票用紙等の送付先を変更する場合は、在外選挙人証とともにあらかじめ住所を管轄する在外公館まで届け出てください。
- 9 「市区町村選挙管理委員会委員長」には、あなたの在外選挙人証を発行している市区町村選挙管理委員会委員長の名称（在外選挙人証に記載されている市区町村選挙管理委員会委員長の名称）を書いてください。